

市長と市民との協働で、「進化する自治体」へ

平成13年度各会計予算案は、予算審査特別委員会で延べ8日間にわたる審査が行われた後、3月29日の本会議で、予算に関する全議案が可決されました。

本予算には、議会から総括意見並びに9項目の意見が付けられ、今後の予算執行にあたっての留意事項及び課題とされました。(内容は7頁に掲載)

平成13年度 市長の施政方針

21世紀の新しい社会は、市民や事業者などのパートナーとの「協働」によって生まれる。三鷹市は、効率的で開かれた「21世紀型自治体」、すなわち自らを常に革新し続ける「進化する自治体」をめざす。現在、市では、市民参加の成果を踏まえ、学識経験者などからの提言や職員参加を経て、新基本構想及び第3次基本計画の策定作業中である。平成13年度の予算編成は、こうした状況を踏まえ、次の4点を市政運営の基本的な考え方とした。

① 財源の重点的・効率的配分による諸施策の推進

新基本構想などの策定途上という状況を踏まえ、次の3点を基本として諸施策の推進を図る。「新基本構想などのこれまでの検討経過を踏まえ」、「社会経済状況の変化に対応した最近の政策展開の継続性を確保し」、「現在の厳しい財政状況を踏まえ、もともとの将来を見据えた的確な事業選択を行う」。

特に、「教育・子育て支援関連施策」、「バリアフリーのまちづくりの関連施策」、「情報通信技術（IT）関連施策」の3つの施策を中心とし、財源の重点的・効率的配分を図る。

② 行財政システム改革の推進

本市の市税収入は、引き続き厳しい状況が続くものと見込まれる。したがって、財政の健全性の維持に配慮し、市民福祉向上を図るためには、簡素で効率的な行財政システムの確立が求められている。市では、平成12年に「三鷹市行財政システム改革大綱」、「同実施方策」を策定した。この方策では、「総合行政評価システムの確立」「組織の見直しの実施」「職員定数の見直し」「人事考課制度の導入」の4点を重点課題と定め、今後、順次取り組んでいく。

③ 分権推進に向けた市政運営

地方分権推進一括法の施行で、自治体の自己責任が問われる本格的な分権の時代を迎えている。市では、他市に先駆けてオンブズマン制度を導入したほか、新基本構想・第3次基本計画の策定における「白紙からの市民参加方式」を導入するなど、今回の分権改革では不十分といわれる「住民自治の拡充」にも積極的に取り組んできた。今後とも総合的な行政評価システムの確立や民間活力の導入等により、効率的で開かれた自治体、「21世紀型自治体」をめざす。

④ 財政の健全性の維持

市債については、一定の活用は図るが、極力その抑制に努める。歳入については、その根幹である市税収入の確保に努めるほか、国・都補助金の獲得にも積極的に取り組む。歳出面では、人件費などの抑制のほか、経常経費の5～10%の削減など経費の節減に努めることともに、事務事業の見直しや効率化に取り組む、中・長期的な視点に立った適切な財政運営に努める。

主要な施策

- 1 新基本構想・第3次基本計画（「新世紀プラン」）の策定
- 2 情報環境の整備
- 3 都市型産業の育成
- 4 商業環境の整備
- 5 再開発の推進
- 6 安全で快適な道路の整備
- 7 緑と水の快適空間の創造
- 8 住環境の改善
- 9 災害に強いまちづくりの推進
- 10 都市交通環境の整備
- 11 環境保全の推進
- 12 資源循環型こみ処理の推進
- 13 地域福祉の推進
- 14 高齢者福祉の充実
- 15 障害者福祉の充実
- 16 健康づくりの推進
- 17 子育て支援の充実
- 18 魅力ある教育の推進
- 19 開かれた学校環境の整備
- 20 生涯学習の推進
- 21 市民スポーツ活動の推進
- 22 文化行政の推進
- 23 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

